

答 申 書 （ 案 ）

平成28年●●月●●日

那 須 塩 原 市 下 水 道 審 議 会

平成 28 年 2 月 日

那須塩原市長 様

那須塩原市下水道審議会 会長 太 田 正

答 申

平成 26 年 2 月 17 日付け、那塩下第 156 号で諮問された「下水道
使用料の統一・改定」について、別紙のとおり答申します。

はじめに

那須塩原市下水道審議会は、市長より諮問された「下水道使用料の統一・改定」について、平成22～23年度に開催された審議会（以下「前回審議会」という。）に引続き、平成26年2月から2年間、都合10回に渡り、下水道事業経営に関する審議を行った。

この審議を踏まえ、使用料改定案として、次のような結論を得たので答申する。

1. 今後の下水道財政の見通しについて

国、地方も大変厳しい財政状況にある中、下水道施設の整備や維持管理には多額の事業費が必要とされる。そのため、今後下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、収支バランスを重視し、安定性のある下水道事業経営が求められる。

それを踏まえて、本審議会においては、前回審議会に引続き、下水道財政の見通しや使用料水準等について審議を行った。

(1) 下水道財政の見通し

現在の本市下水道財政は、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費（汚水処理に関する維持管理費と資本費）のうち、9割程度を使用

料収入で賄っており、不足分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で補填している。

一方で、平成22年度にとりまとめた「那須塩原市下水道中期ビジョン」で掲げた基本理念や基本方針を実現するためには、将来的に多額の建設投資が必要となり、それに伴う起債償還費等が生じる。このため、使用料体系を現状維持とした場合には、使用料収入による汚水処理費の回収が困難となり、一般会計への過度な依存を高めるか、一般会計による負担が望めない場合には、収入不足による経営悪化を招きかねない見通しである。

（２）使用料水準について

このような下水道財政の見通しの結果から、経費回収率の向上及び基準外繰入金の解消を目的に使用料の改定を行い、下水道経営の健全化に資する必要がある。

これを踏まえ、一般会計への過度な依存を回避し、下水道経営の健全化を図るために、今回改定する使用料水準については、汚水処理費全額を使用料収入で賄う水準（経費回収率100%）に設定すべきとした。

2. 使用料体系について

下水道財政の見通しに引続き、利用者間で適正に配分する使用料体系について検討を行った。

(1) 現在の使用料体系について

本市の下水道使用料の体系については、市町村合併以前からの3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）の使用料体系が存続しており、同じ市民でありながら利用者の負担が異なる状況にあることから、使用料体系の統一がかねてからの懸案とされており、前回審議会においても、使用料体系の統一が答申されている。

また、塩原地区については、他の2地区とは異なる逆累進制を採用しており、3地区の使用料体系を統一した場合、大量排水者に大きな負担増が生じることが予想され、使用料の統一にあたっての大きな課題であった。

(2) 使用料改定案について

今回の審議会で取りまとめた使用料改定案は、表のとおりである。また、改定にあたっては、下記の事項に留意して設定を行った。

①使用料体系の統一

今回改定では、利用者間の公平を図るため3地区の使用料体系を統一し、単一使用料体系とするとともに、統一後の使用料体系は、黒磯地区、西那須野地区で採用されている累進制を採用するものとした。

②基本水量設定の見直し

近年は社会情勢の変化により、核家族化や節水意識の向上等が進み、現在の基本水量の設定（10 m³/月）が水利用の実態にそぐわなくなっている。

また、本市水道事業においても基本水量を廃止していることを踏まえ、利用者の節水努力に応えることも念頭におきつつ、基本水量を廃止するものとした。

なお、基本使用料の廃止に伴い新設する従量使用料の水量区分（1～10 m³/月）については、少量利用者や一般家庭等の負担増の抑制を目的に、1 m³につき10円と設定した。

③利用者間の負担バランスの是正

現在の使用料体系は、固定費の従量使用料への再配賦により、大量排水者からの使用料収入に依存した体系となっており、将来の少

子高齢化や厳しい経済状況を踏まえると、下水道経営の安定性の観点からは是正する必要があった。

このため、基本使用料を重点的に引き上げるものとし、大量排水者の動向に左右されにくい、下水道経営の安定化に資するような使用料改定案を設定した。

また、基本使用料の引き上げに伴う、一般家庭等の負担軽減を目的に、従量使用料の水量区分の追加を行った。

表 使用料改定案（税別）

種別	基本料金(1月につき)	超過料金(1 m ³ につき)	
	金額	汚水量	金額
一般用	1,247 円	0 m ³ を超え 10 m ³ まで	10 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	105 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	113 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	121 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	132 円
		100 m ³ を超えるもの	141 円

3. 留意事項等

(1) 段階的な軽減措置について

今回の使用料体系の統一により、塩原地区の大量排水者を中心に、大幅な負担増となる利用者が生じる。これに対応するため、下記のような段階的な軽減措置を設定し、利用者の負担増の緩和に努める必要がある。

※段階的な軽減措置 【最終案を掲載】

(2) 今後の下水道経営の健全化について

今後は、下水道施設の新設だけでなく、老朽化した施設の改築・更新及び維持管理等に多額の支出が必要となり、その財源確保が課題になることが予想される。

このため、アセットマネジメント等を取り入れ、効率的かつ経済的な事業運営に努め、支出の抑制を図ることが不可欠である。

また、総務省の方針に則り、下水道事業に対して、可及的速やかに公営企業会計の導入を進め、下水道会計の透明性を向上させ、財政マネジメントの強化を図ることが望まれる。

(3) 今後の使用料体系について

本市の使用料体系については、今後の少子高齢化等を踏まえ、大量排水者からの使用料収入に過度に依存することのない体系を構築する必要がある。

そのためには、周辺自治体の動向や経済情勢等を勘案しながら、利用者間の適正な負担バランスが確保されうる使用料改定案の設定を行う必要がある。

また、基本使用料による固定費の回収率の向上を図るために、口径別使用料体系等の導入について検討することが望まれる。

【付属資料】

付属資料－1 諮問書

付属資料－2 那須塩原市下水道審議会関係例規

付属資料－3 審議会委員名簿

付属資料－4 審議経過



那塩下第156号
平成26年2月17日

那須塩原市下水道審議会会長 様

那須塩原市長 阿久津憲



諮 問 書

那須塩原市下水道審議会規則第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「下水道使用料の統一・改定について」

2. 諮問の趣旨

那須塩原市の下水道事業は、平成17年の市町村合併に伴い一元化されたものの、下水道使用料については、合併前の旧3市町ごとに異なる料金体系・料金水準となっております。このことについて、前回平成21年度～22年度の下水道審議会からは「市域における使用者負担の均衡を図るため、使用料体系の統一を視野に入れつつ、多量使用者等への措置を考慮した改定とすることが望ましい。」との答申を受けており、使用料体系の統一について検討する必要があります。

また、下水道施設の維持管理には多額の費用を必要とし、今後下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められます。しかし、現在は本来使用料で賄うべき費用についてすべてを賄いきれず、不足分を一般会計からの繰入金に依存しております。多額の公費が投入されている状況は、経営の安定化に影響を与え、下水道整備地域の市民と未整備地域の市民との間の公平を欠く要因となっております。

以上のことから、下水道利用者間の負担の公平性を確保し、経営の健全化を図るため、「下水道使用料の統一・改定について」諮問いたします。

【下水道審議会関係例規】

●那須塩原市下水道条例（抄）

平成17年1月1日

条例第191号

（審議会）

第46条 市長は、公共下水道事業に関し必要な事項を調査審議させるため、那須塩原市下水道審議会を置く。

●那須塩原市下水道審議会規則

平成17年1月1日

規則第146号

（趣旨）

第1条 この規則は、那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）第46条の規定に基づき、那須塩原市下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 下水道の基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか下水道に関して市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道を使用する者
- (3) 下水道に関係する団体の構成員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が当該職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議会の決定事項を市長に答申しなければならない。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

下水道審議会委員名簿

	役職	氏名	選出区分	関係団体名、職業等
1	会長	太田 正	学識経験者	作新学院大学
2	副会長	安宅 勝	下水道関係団体	那須塩原市自治会長連絡協議会
3	委員	井上 武志	下水道関係団体	那須塩原市自治会長連絡協議会
4	委員	小出 昭夫	下水道関係団体	那須塩原市自治会長連絡協議会
5	委員	坂内 正明	下水道関係団体	塩原漁業協同組合
6	委員	佐藤 幹雄	下水道関係団体	西那須野商工会
7	委員	渋井 節子	下水道関係団体	黒磯観光協会
8	委員	仙波 督江	下水道関係団体	那須塩原市地域婦人会連絡協議会
9	委員	野田 清一	下水道使用者	公募
10	委員	星野 恵美子	下水道関係団体	那須野ヶ原土地改良区連合
11	委員	本澤 博之	下水道関係団体	那須塩原市商工会
12	委員	目黒 ケイ子	下水道関係団体	那須塩原市消費生活推進連絡会
13	委員	吉田 志麻	下水道使用者	公募
14	委員	若色 潤	下水道関係団体	塩原温泉観光協会

審議経過

下水道審議会の開催した時期及び審議した事項を以下に示します。

回数	開催時期	審議内容
第1回	平成26年 2月17日(月)	①委嘱状の交付、会長・副会長の選出、諮問 ②下水道事業の概要説明 ③平成21～22年度下水道審議会の答申について
第2回	平成26年 5月9日(金)	①平成21～22年度下水道審議会からの使用料改定に関する申し送り事項について ②下水道事業経営について
第3回	平成26年 8月1日(金)	①使用料の統一について ②使用料統一・改定の流れについて
第4回	平成26年 10月20日(月)	①財政計画について
第5回	平成26年 12月22日(月)	①使用料水準について ②使用料体系の基本的な考え方について
第6回	平成27年 2月9日(月)	①使用料体系統一の方針及び軽減措置について ②使用料体系の基本的な考え方について
第7回	平成27年 5月22日(金)	①基本使用料に関する県内市町村の状況 ②使用料算定期間における使用料収入について ③使用料改定案の検討にあたっての留意事項について
第8回	平成27年 8月18日(火)	①10 m ³ /月以下の利用者件数の実績について ②温泉地を抱える自治体の下水道使用料体系について ③使用料改定案について
第9回	平成27年 11月16日(月)	①軽減措置の設定について ②答申案について